

福島第二原子力発電所 プラント状況等のお知らせ
(8月26日 午後3時現在)

平成23年8月26日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

平成23年3月11日、当社・福島第二原子力発電所1～4号機（沸騰水型、定格出力110万キロワット）は、定格熱出力一定運転中のところ、東北地方太平洋沖地震により、午後2時48分、原子炉が自動停止しました。 (3月11日 お知らせ済み)

3月15日午前7時15分、4号機の原子炉が冷温停止状態となり、これにより当所の全号機（1～4号機）が冷温停止となりました。 (3月15日 お知らせ済み)

8月26日午後3時現在、1～4号機は冷温停止中です（各号機の状況は別表参照）。引き続き、各号機の冷温停止状態のより一層の安定化に努めてまいります。

<下線部が新規事項>

〇1・2号機サービス建屋内における協力企業職員の負傷に関する調査結果について

<事象の発生状況>

平成23年6月23日、1・2号機サービス建屋チェックポイントにおいて、物品搬出立会作業を行っていた協力企業職員1名が、壁掛けの消火器の留め具に服をひっかけ消火器を右足小指に落とし負傷したことから、救急車にて病院へ搬送しました。その後、6月24日の診察の結果、「右第5趾裂創、末節骨骨折」と診断されました。 (6月24日 お知らせ済み)

<調査結果>

調査の結果、以下のことがわかりました。

- ・ 物品搬出立会作業を行うエリアは狭く、近傍の壁に当該消火器が設置されていた。
- ・ 当該消火器を固定する留め金は固縛バンドのみで、バンドへの接触等により固縛が緩み、落下するおそれがあった。
- ・ 協力企業職員は、当該消火器が落下するおそれのあるものとの認識がなかった。
- ・ 管理区域への入・退域を行うチェックポイントは、下着・靴下を着用して移動するエリアであり、今回の物品搬出立会作業においても靴下の着用で行っていた。
- ・ 物品搬出立会作業における装備に関する注意事項（ルール）が明確でなかった。

<推定原因>

チェックポイントで行う物品搬出立会作業における装備のルールが明確になっておらず、当該作業員は安全靴を履かずに靴下の着用で行っていたこと、また、当該消火器が留め金への接触等により落下するおそれのあるものであったことから、狭い作業エリアで立会をしていた当該作業員の服が消火器の留め金に引っかかり、安全靴を履いていない右足に消火器が落下し負傷したものと推定しました。

<再発防止対策>

- ・ 物品搬出立会作業エリアを拡大し、消火器との安全距離を確保しました。
- ・ 物品搬出立会作業における装備に関する注意事項(ルール)として、安全靴を着用することを明確化しました。
- ・ 消火器を壁に固定する留め金をフック付きに交換しました。
- ・ 協力企業も出席する各種会議の場において、本事例の周知を行いました。

・ 次回のお知らせは、明日の午後3時を予定しております。

以 上

東京電力 福島第二原子力発電所 プラント状況 (平成23年8月26日 午後3時現在)

別表

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉停止機能 (止める)	○原子炉自動停止 (3/11 14:48) ○全制御棒全挿入中	○原子炉自動停止 (3/11 14:48) ○全制御棒全挿入中	○原子炉自動停止 (3/11 14:48) ○全制御棒全挿入中	○原子炉自動停止 (3/11 14:48) ○全制御棒全挿入中
原子炉注水・除熱機能 (冷やす)	○残留熱除去系 (B) 運転 (3/14～) ※残留熱除去系 (A) は復旧作業中 ○原子炉冷却材浄化系運転 (7/16～) [冷温停止時における代替除熱機能の確保] ○冷温停止*中 (3/14～)	○残留熱除去系 (A) 運転 (8/8～) ※残留熱除去系 (B) は、3/14から運転していたが、8/8の残留熱除去系 (A) への切替後、8/9から待機状態 ○原子炉冷却材浄化系運転 (7/17～) [冷温停止時における代替除熱機能の確保] ○冷温停止*中 (3/14～)	○残留熱除去系 (B) 運転 (3/12～) ※残留熱除去系 (A) は復旧作業中 ○原子炉冷却材浄化系運転 (6/6～) [冷温停止時における代替除熱機能の確保] ○冷温停止*中 (3/12～)	○残留熱除去系 (A) 運転 (8/3～) ※残留熱除去系 (B) は、3/14から運転していたが、8/3の残留熱除去系 (A) への切替後、8/4から待機状態 ○原子炉冷却材浄化系運転 (6/4～) [冷温停止時における代替除熱機能の確保] ○冷温停止*中 (3/15～)
格納容器 (隔離・除熱) (冷やす&閉じこめる)	○格納容器内での冷却材漏えいなし ○圧力抑制室の水温は通常温度(30℃程度)で安定 (3/14、100℃未満復帰) ○格納容器バント (格納容器内の圧力を低下させる措置) は実施なし	○格納容器内での冷却材漏えいなし ○圧力抑制室の水温は通常温度(30℃程度)で安定 (3/14、100℃未満復帰) ○格納容器バント (格納容器内の圧力を低下させる措置) は実施なし	○格納容器内での冷却材漏えいなし ○圧力抑制室の水温は通常温度(30℃程度)で安定 (地震発生以前から継続して100℃未満) ○格納容器バント (格納容器内の圧力を低下させる措置) は実施なし	○格納容器内での冷却材漏えいなし ○圧力抑制室の水温は通常温度(30℃程度)で安定 (3/15、100℃未満復帰) ○格納容器バント (格納容器内の圧力を低下させる措置) は実施なし
外部電源	受電有	受電有	受電有	受電有
非常用電源	非常用ディーゼル発電機(B) 2号機非常用ディーゼル発電機(A)(B)から受電	非常用ディーゼル発電機(A)(B)(H)	非常用ディーゼル発電機(B)(H)	非常用ディーゼル発電機(A)(B)(H)
その他 異常等に関する報告	○3/11 17:35 原災法第10条特定事象 (原子炉冷却材漏えい (格納容器圧力上昇)) →3/11 18:33 原子炉冷却材漏えいはなかったものと判断			
	○3/11 18:33 原災法第10条特定事象 (原子炉除熱機能喪失) →3/14 1:24 残留熱除去系 (B) 起動により復帰	○3/11 18:33 原災法第10条特定事象 (原子炉除熱機能喪失) →3/14 7:13 残留熱除去系 (B) 起動により復帰		○3/11 18:33 原災法第10条特定事象 (原子炉除熱機能喪失) →3/14 15:42 残留熱除去系 (B) 起動により復帰
	○3/12 5:22 原災法第15条「原子力緊急事態」該当事象 (圧力抑制機能喪失) →3/14 10:15 圧力抑制室の水温が100℃未満となり復帰	○3/12 5:32 原災法第15条「原子力緊急事態」該当事象 (圧力抑制機能喪失) →3/14 15:52 圧力抑制室の水温が100℃未満となり復帰		○3/12 6:07 原災法第15条「原子力緊急事態」該当事象 (圧力抑制機能喪失) →3/15 7:15 圧力抑制室の水温が100℃未満となり復帰
	○原災法第10条特定事象 (敷地境界放射線量上昇 [5μSv/h]) 3/14 22:07 (モニタリングポスト [1])、3/15 0:12 (モニタリングポスト [3]) …福島第一原子力発電所の影響による。 →4/3 9:30以降、福島第二原子力発電所敷地境界における放射線量 (モニタリングポストの値) は5μSv/hを下回って推移。 〈参考〉当社ホームページ：モニタリングによる計測状況：http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f2/index-j.html			

*：冷温停止・・・原子炉水の温度が100℃未満となり安定的に停止した状態。